

新発田市独自で、令和4年4月1日から 市民税課税世帯における保育所、認定こども園等の

2歳児の保育を無料化します。

※年齢標記については、お子様の令和4年4月1日時点の年齢にあてはめて、ご確認ください。

国の無償化

無償化の対象

5歳児保育料

4歳児保育料

3歳児保育料

市民税非課税世帯の
2歳児から0歳児保
育料

2歳児無料化

令和4年4月以降

無償化の対象

5歳児保育料

4歳児保育料

3歳児保育料

2歳児保育料

市民税非課税世帯の
1歳児と0歳児保育料

新発田市の子育て支援施策として、国の無償化に加え、市独自で市民税課税世帯の2歳児の保育や預かり保育事業及び認可外保育施設等の利用料を無料化します。

保育所、認定こども園等を利用する子ども

【対象者・利用料】

- **保育所、認定こども園等を利用する2歳児の子どもの保育料が無料になります。**
 - 新発田市に住民票がある、平成31年4月2日から令和2年4月1日生まれの子どもが対象です。(令和4年度の場合)
 - 保育は無料ですが、給食費相当分の保育料(7,500円)及び実費徴収されている費用(通園送迎費、行事費など)は、無料化の対象外となり、これまでどおり、保護者の負担になります。
 - 年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降(※)の子どもについては、給食費が免除されます。(※)18歳未満の子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の0歳児から5歳児

認定こども園等の預かり保育を利用する子ども

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、新発田市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

[注]原則、通われている園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同じ要件)がありますので、申請書の「保育を必要とする事由」をご確認ください。

- 認定こども園等の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無料になります。**

[注]保育認定(2・3号)の延長保育料は無料化の対象外です。

児童発達支援（ひまわり学園）を利用する子ども

【対象者・利用料】

- **就学前の障害児の発達支援を利用する2歳児の子どもの利用料が無料になります。**

[注] 給食費及び実費徴収されている費用（おやつ代など）は、無料化の対象外となり、これまでどおり保護者の負担になります。

認可外保育施設等を利用する子ども

【対象者・利用料】

- **無償化の対象となるためには、新発田市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。**

[注1] 保育所（園）、認定こども園等を利用していない方が対象となります。

[注2] 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同じ要件）がありますので、詳しくは、こども課までお問い合わせください。

- **認可外保育施設等を利用する子どもたちは、最大月額4.2万円までの範囲で利用料が無料化になります。**

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児病後児事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。**

[注1] 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

[注2] 子ども・子育て支援法施行細則第1条に定める基準を満たす認可外保育施設を利用した場合は、無料化の対象となりますが、基準を満たさない認可外保育施設を利用した場合は無料化の対象外となります。

企業主導型施設を利用する子ども

【対象者・利用料】

- **無償化の対象となるためには、新発田市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。**

- 保育の必要性がある子どもとは、以下のとおりです。

- ①「従業員枠」の子ども…全ての子どもを保育の必要性がある子どもとします。
- ②「地域枠」の子ども…新発田市の保育認定（2号、3号）を受けている子どもとします。

[注1] 保育所（園）、認定こども園等を利用していない方が対象となります。

[注2] 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同じ要件）がありますので、詳しくは、こども課までお問い合わせください。

- **新発田市独自施策による2歳児の保育無料化の上限額は、月額3.7万円までです。**